

九十九里町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱

令和4年3月31日

告示第54号

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭における地球温暖化対策の推進に加え電力の強靱化を図るため、住宅用設備等を導入する者に対し、千葉県住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金を活用し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、九十九里町補助金等交付規則（昭和47年九十九里町規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象)

第2条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次条に定める町内の住宅（店舗、事務所等との併用住宅を含む。以下同じ。）に次に掲げる未使用の住宅用設備等（以下「補助対象設備」という。）を各法令に準拠し導入する事業とする。

- (1) 家庭用燃料電池システム（エネファーム）
- (2) 定置用リチウムイオン蓄電システム
- (3) 窓の断熱改修
- (4) 電気自動車
- (5) プラグインハイブリッド自動車
- (6) V2H充放電設備

2 補助対象設備の要件は、別表第1のとおりとする。

(補助対象設備を導入する住宅)

第3条 補助する補助対象設備を導入する住宅の要件は、別表第2のとおりとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、補助金の交付を申請する年度内に補助事業を実施し、かつ、別表第3の要件を満たす者とする。ただし、九十九里町暴力団排除条例（平成24年九十九里町条例第10号）第2条第2号に規定する暴力団員を除く。

(補助対象経費と補助金の額)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業を実施する者が負担した設置費等のうち別表第4に示すものとし、補助金の額は、別表第5のとおりとする。

2 補助対象経費の算出に当たっては、消費税及び地方消費税相当額を控除するものとする。

3 補助金は、電気自動車を除く補助対象設備の種類ごとに、一の住宅に1回（集合住宅の専有部

分において利用する設備の設置にあつては、1戸に限り1回)に限り交付する。ただし、過去に補助金の交付を受けた者と異なる世帯を構成する者が設備を設置する場合は、この限りでない。

- 4 補助金は電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という。）にあつては、導入する住宅において、補助対象設備の種類ごとに、申請者1人につき1回に限り交付する。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助事業に着手する前に、九十九里町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に、別表第6に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- 2 前項に定める補助事業の着手は、補助事業を実施する者が居住の用に供するために、未使用の家庭用燃料電池システム（エネファーム）、定置用リチウムイオン蓄電システム又はV2H充放電設備が住宅を販売する事業者等にあらかじめ設置された住宅を取得する場合にあつては当該住宅の引渡しとし、その他の場合にあつては補助事業に係る工事等の着手とする。

（交付等の決定）

第7条 町長は、前条第1項の申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し補助金交付の可否を決定するとともに、九十九里町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（変更の申請）

第8条 補助金の交付の決定を受けた者は、第6条第1項の申請書に記載した事項を変更しようとするときは、速やかに九十九里町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金変更申請書（様式第3号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 町長は、前項の申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、申請された事項を承認又は不承認とするときは、九十九里町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金変更承認（不承認）通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第9条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助対象設備の導入を中止しようとするときは、九十九里町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請取下げ書（様式第5号）を速やかに町長に提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業の完了の日から90日以内又は補助金の交付

の決定を受けた日の属する年度の３月１０日（同日が閉庁日の場合は、翌日以降の最初の開庁日）のいずれか早い日までに九十九里町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金実績報告書（様式第６号）に別表第７に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第11条 町長は、前条の報告書が提出されたときは、必要に応じ現地調査を行うなどその内容を審査し、適正と認めたときは補助金の額を確定し、九十九里町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金確定通知書（様式第７号）により、当該報告書を提出した者に通知するものとする。

（交付の請求）

第12条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた者は、その通知を受けた日から起算して３０日を経過した日又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の３月２０日（同日が閉庁日の場合は、翌日以降の最初の開庁日）のいずれか早い日までに、九十九里町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付請求書（様式第８号）を町長に提出しなければならない。

（財産の管理）

第13条 この要綱に基づき補助金の交付を受けて補助事業を実施した者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

（処分の制限）

第14条 この要綱に基づき補助金の交付を受けて補助事業を実施した者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、町長が指定する期間（以下「財産処分制限期間」という。）は、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。ただし、九十九里町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金処分承認申請書（様式第９号）により町長の承認を得た場合は、この限りでない。

２ 財産処分制限期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）に定める耐用年数を勘案して、別表第８のとおりとする。

３ 町長は、第１項の規定による承認申請書が提出された場合は、その内容を審査し、申請された事項を承認又は不承認とするときは、九十九里町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金処分承認（不承認）通知書（様式第１０号）により、当該申請者に通知するものとする。

４ 補助金の交付を受けた者は、前項の規定による通知を受けた場合において、財産処分制限期間の満了日までの月数（１か月未満の期間は算入しない。）の割合に相当する補助金額（千円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。）を返還しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、当該処分が天災、本人の責めに帰さない事故その他のやむを得ない事由による場合において、町長は、返還すべき補助金額の全部又は一部を免除することができる。

(交付決定の取消し等)

第15条 町長は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) この要綱に違反したとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、九十九里町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により、その者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第16条 町長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に当該補助金を交付しているときは、その者に対し期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

(協力の義務)

第17条 この要綱に基づき補助金の交付を受けて補助事業を実施した者は、町長から事業効果等に関する資料の提供を求められたときは、協力しなければならない。

(雑則)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(九十九里町住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱の廃止)

2 九十九里町住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱（平成23年九十九里町告示第109号）は、廃止する。

別表第1（第2条関係）補助対象設備の要件

補助対象設備の種類	補助対象設備の要件
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	燃料電池ユニット及び貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、LPガスなどから燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時

	の排熱を給湯等に利用できるもののうち、一般社団法人燃料電池普及促進協会の機器登録を受けているものであること。ただし、停電時自立運転機能を有するものに限る。
定置用リチウムイオン蓄電システム	リチウムイオン蓄電池部（リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。）及びインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力などを繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時など必要に応じて電気を活用することができるもののうち、国が令和5年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているものであること。
窓の断熱改修	既存住宅に設置されている窓を、断熱性能が高い窓へ改修（内窓の設置を含む。）するに当たり、国が令和5年度以降に実施する補助事業の補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブ又は公益財団法人北海道環境財団により登録されているものであること。加えて、1室単位で外気に接する全ての窓の断熱化すること。 ※室とは、壁、ドア、障子、襖等で仕切られている空間をいう。 （空気が通り抜けてしまう簡易的な仕切り（カーテン、ロールスクリーン等）は、居室を区切る仕切りとして認められない。） 補助対象：リビング、ダイニング、寝室、子ども部屋等 キッチン、階段、踊り場、納戸、廊下、玄関、トイレ、浴室、屋内ガレージ等 ※リビングとキッチン、階段、踊り場、廊下が壁、ドア、障子、襖等で仕切られておらず一体の場合にあつては、キッチン、階段、踊り場、廊下の窓も含め、1室と判断し、リビングの窓のみでなく、それらも含め断熱改修が要件となる。※換気小窓（障子に組み込まれ、障子を閉めた状態で換気を行うことができる小窓）、300×200mm以下のガラスを用いた窓及び換気を目的としたジャロジー窓、テラスドア・勝手口ドアに附属する窓及びガラス等は、改修を要件としない。ただし、補助対象製品を用いた改修を行う場合は補助対象とできる。

電気自動車	電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が「電気」と記載されているもののうち、次の要件を満たすもの。ただし、自動車検査証の用途が「乗用」、自家用・事業用の別が「自家用」と記載されている4輪のものに限る。 (1) 申請者が補助金の交付を受けるに当たり、新車として新たに購入したもの（中古の輸入車の初度登録車を除く。）であること。 (2) 自動車検査証の使用の本拠の位置が、町内の住所であること。 (3) 自動車検査証の登録年月日又は交付年月日が、補助金の交付を受ける年度内の日付であること。 (4) 国が令和5年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされている電気自動車であること。
プラグインハイブリッド自動車	電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ、外部からの充電が可能な自動車で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が「ガソリン・電気」又は「軽油・電気」と記載されているもののうち、以下の要件を満たすもの。ただし、自動車検査証の用途が「乗用」、自家用・事業用の別が「自家用」と記載されている4輪のものに限る。 (1) 申請者が補助金の交付を受けるに当たり、新車として新たに購入したもの（中古の輸入車の初年度登録を除く。）であること。 (2) 自動車検査証の使用の本拠の位置が、町内の住所であること。 (3) 自動車検査証の登録年月日又は交付年月日が、補助金の交付を受ける年度内の日付であること。 (4) 国が令和5年度以降に実施する補助事業において、一般財団法人次世代自動車振興センターにより補助とされているプラグインハイブリッド自動車であること。
V2H充放電設備	電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という。）と住宅の間で相互に電気を供給できる設備のうち、国が令和5年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターに

より補助対象とされているものであること。

別表第2（第3条関係）補助対象設備を導入する住宅の要件

家庭用燃料電池システム（エネファーム）	次の各項のいずれかに該当すること。 ア 補助事業を実施する者自らが所有し居住する町内に所在する住宅 イ 補助事業を実施する者自らの居住の用に供するために町内に新築する住宅 ウ 補助事業を実施する者の居住の用に供するために取得する、未使用の設備が住宅を販売する事業者等によりあらかじめ設置された町内に所在する住宅 エ 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する町内に所在する住宅
定置用リチウムイオン蓄電システム	(1) 町への実績報告の日までに住宅用太陽光発電設備（太陽電池を利用して電気が消費されるものをいう。以下同じ。）が設置されていること。なお、接続する住宅用太陽光発電設備は、新設・既設を問わない。 (2) 次の各項のいずれかに該当すること。 ア 補助事業を実施する者自らが所在し居住する町内に所在する住宅 イ 補助事業を実施する者自らの居住の用に供するために町内に新築する住宅 ウ 補助事業を実施する者の居住の用に供するために取得する、未使用の設備が住宅を販売する事業者等によりあらかじめ設置された町内に所在する住宅 エ 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する町内に所在する住宅

	(3) 県が実施する住宅用太陽光発電設備・蓄電池のリース等の導入促進事業により、補助対象設備を導入していないこと。
窓の断熱改修	(1) 窓の断熱改修の工事に着工する前日までに建築工事が完了していること。 (2) 次の各項のいずれかに該当すること。 ア 補助事業を実施する者自らが所有し居住する町内に所在する住宅 イ 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する町内に所在する住宅
電気自動車、プラグインハイブリッド自動車	(1) 町への実績報告の日までに住宅用太陽光発電設備が設置され、発電した電気を電気自動車に充電できること。なお、接続する太陽光発電設備は、新設・既設を問わない。 (2) 町への実績報告の日までに補助事業を実施する者自らが居住する町内に所在する住宅であること。 (3) 別表第6において、住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合の補助を受けようとするときは、町への実績報告の日までにV2H充放電設備を設置していること。なお、V2H充放電設備は、新設・既設を問わない。
V2H充放電設備	(1) 町への実績報告の日までに住宅用太陽光発電設備が設置され、かつ、電気自動車等が導入されていること。なお、接続する住宅用太陽光発電設備は、新設・既設を問わない。また、電気自動車等は、新規導入・導入済みを問わない。 (2) 次の各項のいずれかに該当すること。 ア 補助事業を実施する者自らが所有し居住する

	町内に所在する住宅
イ	補助事業を実施する者自らの居住の用に供するために町内に新築する住宅
ウ	補助事業を実施する者の居住の用に供するために取得する、未使用の設備が住宅を販売する事業者等によりあらかじめ設置された町内に所在する住宅
エ	第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する町内に所在する住宅

別表第3（第4条関係）補助対象者の要件

補助対象設備の種類	補助対象者の要件
第2条に掲げる全ての補助対象設備	(1) 町内に住所を有する個人であること（町への実績報告の日までに住民基本台帳に記録する場合を含む。）。 (2) 町に納付すべき税を滞納していないこと。 (3) 設備の設置費等を負担し、設備等を所有すること。（所有権留保付けローン（残価設定型の契約を含む。）で購入し、所有者が販売店又はファイナンス会社等である場合及びリースにより導入し、所有者がリース事業者等である場合を含む。） (4) 補助対象設備の導入をリースで行う場合には、設置者とリース事業者が共同で補助事業を行うものとする。また、リース事業者は、リースを受ける者から領収する月額リース料金を減額する形で補助金相当分を還元するものとする。なお、リース契約については、次のいずれかを満たすこと。 ア リース期間が第14条第2項に規定する財産処

	分制限期間以上の契約となっていること。 イ アを満たさない場合は、リース期間終了後に設置者が補助対象設備を購入する契約となっていること。 (5) 補助対象設備を設置する住宅が、第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する住宅である場合は、全ての所有者から補助事業の実施について同意を得ていること。 (6) 電気自動車等を導入する場合は、申請者がこの要綱に基づき電気自動車等の補助を受けていないこと。
--	--

別表第4（第5条関係）補助対象経費

補助対象設備の種類	補助対象経費
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	設備本体（燃料電池ユニット、貯湯ユニット等）及び附属品（給湯器、リモコン等）の購入費、工事費（据付け・配線・配管工事等）
定置用リチウムイオン蓄電システム	設備本体（蓄電池部、電力変換装置、蓄電システム制御装置等）及び附属品（計測・表示装置、キュービクル等）の購入費、工事費（据付け・配線工事等）
窓の断熱改修	設備本体（ガラス、窓）及び高断熱窓の設置と不可分の工事費（窓・ガラスの取付け費、内窓取付け時に必要な額縁・ふかし枠、カバー工法によるサッシ、外部・内部シーリング等の費用、仮設足場費、既存設備の解体撤去費等） ※網戸、雨戸等の窓附属部材費は、対象経費に含まない。
電気自動車	電気自動車本体の購入費
プラグインハイブリッド自動車	プラグインハイブリッド自動車本体の購入費
V2H充放電設備	V2H充放電設備本体の購入費

別表第5（第3条、第5条、第10条関係）補助金の額

補助対象設備の種類	補助金の額
家庭用燃料電池システム	上限10万円

ム（エネファーム）	
定置用リチウムイオン蓄電システム	上限7万円
窓の断熱改修	補助対象経費×1／4 (上限8万円)
電気自動車、プラグインハイブリッド自動車	住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合 上限15万円
	住宅用太陽光発電設備を併設する場合 上限10万円
V2H充放電設備	補助対象経費×1／10 (上限25万円)

別表第6（第6条関係）交付申請書の添付書類

補助対象設備の種類	交付申請書の添付書類
第2条に掲げる全ての補助対象設備	(1) 補助対象設備の概要（様式第1号別紙1） (2) 補助対象設備の設置等に係る経費の内訳が記載された契約書又は注文書等の写し（補助対象設備の導入をリースで行う場合にあっては、リース事業者が購入する設備の購入費・工事費が確認できる書類及びリース契約書の写し） (3) 貸与料金の算定根拠明細書（様式第1号別紙2）（補助対象設備の導入をリースで行う場合に限る。） (4) 町に納付すべき税の納税証明書 (5) 法人に係る登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）（補助事業を実施する者が法人である場合に限る。） (6) 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類（カタログ又は仕様書等）の写し (7) 補助対象設備の設置予定図面（平面図、立面

	図) (電気自動車、プラグインハイブリッド自動車を除く。) (8) 補助対象設備の設置工事前の現況写真(電気自動車、プラグインハイブリッド自動車を除く。) (9) その他町長が必要と認める書類
--	---

別表第7 (第6条、第10条関係) 実績報告書の添付書類

補助対象設備の種類	実績報告書の添付書類
第2条に掲げる全ての補助対象設備	(1) 補助対象設備の概要 (様式第6号別紙) (2) 補助対象設備の設置費等の支払を証する書類・内訳書の写し (補助対象設備の導入をリースで行う場合を除く。) (3) 住民票の写し (補助事業を実施する者が個人である場合に限る。) (4) 補助対象設備の設置状況が確認できる写真 (5) 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し (窓の断熱改修については、窓の性能を証明する書類の写し) (電気自動車、プラグインハイブリッド自動車を除く。) (6) 定置用リチウムイオン蓄電システム、窓の断熱改修、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、V2H充放電設備を設置する場合は、別表第2(1)に掲げる要件を満たすことを証する書類 (7) 電気自動車等を導入する場合は、自動車検査記録事項の写し (8) 電気自動車等の住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合の補助を受けようとするときは、V2H充放電設備を設置していることを証する書類

	(9) その他町長が必要と認める書類
--	--------------------

別表第8（第14条関係）財産処分制限期間

補助対象設備の種類	財産処分制限期間
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	6年
定置用リチウムイオン蓄電システム	6年
窓の断熱改修	10年
電気自動車、プラグインハイブリッド自動車	4年
V2H充放電設備	5年

様式第 1 号（第 6 条関係）

九十九里町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請書

年 月 日

九十九里町長 様

申請者 住所
氏名
電話番号

九十九里町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金の交付を受けたいので、九十九里町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

補助対象設備の種類 ※該当設備に☑	☐ 家庭用燃料電池システム（エネファーム） ☐ 定置用リチウムイオン蓄電システム ☐ 窓の断熱改修 ☐ 電気自動車 ☐ プラグインハイブリッド自動車 ☐ V 2 H 充放電設備
補助対象設備を導入する住宅等の所在地	
補助金交付申請額	円
補助対象設備の概要	別紙のとおり
補助対象設備を設置する建物等の種類別 ※窓の断熱改修は 1 のみ	1 既存の住宅に補助対象設備を設置する。 2 未使用の補助対象設備が設置された住宅を取得する。 3 住宅の新築に併せて補助対象設備を設置する。 (2、3 の場合 入居予定 年 月)
補助対象設備を設置する住宅等の所有者氏名 ※集合住宅は専有部分	
※申請者と所有者が異なる場合は、下記に所有者の署名をお願いします。(電気自動車、プラグインハイブリッド自動車を除く。) 私は、私の所有する住宅に補助金申請者が九十九里町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金の交付対象となる設備を設置することについて、同意しています。	
私の町税の納付状況について、町長が確認することに 同意します。 同意しません。 (該当するものに○) ※同意したときは、次の添付書類のうち 7 の提出は必要ありません。	

(添付書類)

- 1 補助対象設備の概要（様式第 1 号別紙 1）
- 2 補助対象設備の設置等に係る経費の内訳が記載された契約書又は注文書等の写し
(補助対象設備の導入をリースで行う場合には、リース事業者が購入する設備の購入費・工事費が確認できる書類及びリース契約書の写し)
- 3 貸与料金の算定根拠明細書（様式第 1 号別紙 2）（補助対象設備の導入をリースで行う場合に限る。）
- 4 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類（カタログ又は仕様書等）の写し
- 5 補助対象設備の設置予定図面（平面図、立面図）（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車に限り提出）

ド自動車を除く。)

- 6 補助対象設備の設置工事着工前の現況写真（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車を除く。）
- 7 町に納付すべき税の納税証明書
- 8 登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（補助事業を実施する者が法人である場合に限る。））
- 9 その他町長が必要と認める書類

様式第1号別紙1

補助対象設備の概要

1 家庭用燃料電池システム（エネファーム）

製造者名		
品名番号（発電ユニット）		
品名番号（貯湯ユニット）		
発電出力（kW）		
停電時自立運転機能		☐ あり
事業期間	着工予定日	年 月 日
	完了予定日	年 月 日
補助対象経費 ※消費税及び地方消費税を除く。		円

2 定置用リチウムイオン蓄電システム

製造者名		
パッケージ型番		
SII 登録年月日		
蓄電容量（kWh）		
住宅用太陽光発電設備		☐ あり（新設・既設） ※該当するものに○
事業期間	着工予定日	年 月 日
	完了予定日	年 月 日
補助対象経費 ※消費税及び地方消費税を除く。		円

3 窓の断熱改修

メーカー名		
SII/北海道環境財団登録番号		
製品名		
SII/北海道環境財団登録年月日		
事業期間	着工予定日	年 月 日
	完了予定日	年 月 日
補助対象経費 ※消費税及び地方消費税を除く。		円
補助対象経費の4分の1 （1,000円未満切捨て）		円

4 電気自動車・プラグインハイブリッド自動車

メーカー名・車名		
型式		
登録年月日/交付年月日		
住宅用太陽光発電設備		☐ あり（新設・既設） ※該当するものに○ ☐ 発電した電気を電気自動車に給電できる。
V2H充放電設備 ※該当する方に ☒		☐ あり（新設・既設） ※該当するものに○ ☐ なし
所有者	氏名又は名称	所有者
	住所	
使用者	氏名又は名称	使用者
	住所	
使用の本拠の位置		
補助対象経費 ※消費税及び地方消費税を除く。		円

5 V2H充放電設備

メーカー名		
型式		
住宅用太陽光発電設備		☐ あり（新設・既設） ※該当するものに○
電気自動車		☐ あり（新設・既設） ※該当するものに○
事業期間	着工予定日	年 月 日
	完了予定日	年 月 日
補助対象経費 ※消費税及び地方消費税を除く。		円
補助対象経費の10分の1 (1,000円未満切捨て)		円

貸与料金の算定根拠明細書

九十九里町長 様

リース事業者 住 所
名 称
代表者職・氏名
電 話 番 号

リース先 住 所
氏 名
電 話 番 号

補助事業で導入する設備については、次のとおりであることについて間違いありません。
また、注意事項に記載されている内容について間違いがないこと、補助金交付後も遵守することを
誓約します。

対象設備	リース期間 (月数)	補助金額			リース料総額 ※前払金を含む、税抜き金額		
		九十九里町 補助金 (a)	国の 補助金 (b)	合計 (c) ((a) + (b))	補助金なし の場合 (d)	補助金あり の場合 (e)	差額 (f) ((d) - (e))

- (注意事項)
- 補助金ありの場合のリース料総額(e)又はこれをリース期間で除した月額リース料金が、リース契約書で確認できること。リース契約書から、これが確認できない場合は、補助金額をリース料金から差し引いてリース契約を再締結するか、補助金額確定後又は入金後に補助金額をリース料から減額し、月々のリース料へ反映することを明記した覚書等をリース事業者及びリース先で締結の上、提出すること。
 - 補助金ありの場合となしの場合のリース料総額の差額(f)が、補助金額合計(c)以上であること。
 - 九十九里町補助金の金額分は、月額リース料金を減額する形で貸与先に還元されること。リース契約とは別に貸与先に支払われる形は認められない。
 - リース期間が財産処分制限期間より短い場合は、リース期間終了後にリース先が対象設備を購入する契約となっていること。

様式第2号 (第7条関係)

九十九里町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付（不交付）決定通知書

九十九里町指令第 号
年 月 日

様

九十九里町長

年 月 日付けで申請のあった九十九里町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金の交付については、下記のとおり決定したので、九十九里町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

- | | | | |
|---|-------|---------------------|---|
| 1 | 決定区分 | 交付（不交付） | |
| | 交付決定額 | | 円 |
| | (内訳) | 家庭用燃料電池システム（エネファーム） | 円 |
| | | 定置用リチウムイオン蓄電システム | 円 |
| | | 窓の断熱改修 | 円 |
| | | 電気自動車 | 円 |
| | | プラグインハイブリッド自動車 | 円 |
| | | V2H充放電設備 | 円 |

- ## 2 交付の条件（不交付の理由）

様式第 3 号（第 8 条関係）

九十九里町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金変更申請書

年 月 日

九十九里町長 様

申請者 住所
氏名
電話番号

年 月 日付け九十九里町指令第 号をもって補助金の交付決定のあった補助対象設備について変更したいので、九十九里町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

様式第 4 号（第 8 条関係）

九十九里町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金変更承認（不承認）通知書

九十九里町指令第 号
年 月 日

様

九十九里町長

年 月 日付けで申請のあった変更については、下記のとおり承認（不承認）としたので、
九十九里町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱第 8 条第 2 項の規定により通知します。

記

- 1 決定区分 承認（不承認）
- 承認による交付決定額 円
- (内訳)

家庭用燃料電池システム（エネファーム） 円

定置用リチウムイオン蓄電システム 円

窓の断熱改修 円

電気自動車 円

プラグインハイブリッド自動車 円

V2H 充放電設備 円
- 2 交付の条件（不承認の理由）

様式第 5 号（第 9 条関係）

九十九里町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請取下げ書

年 月 日

九十九里町長 様

届出者 住所
氏名
電話番号

年 月 日付け九十九里町指令第 号をもって補助金の交付決定のあった九十九里町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金については、下記の理由により取り下げたいので、九十九里町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱第 9 条の規定により届け出ます。

記

- 1 交付決定額 円
- (内訳)

家庭用燃料電池システム（エネファーム）

円

定置用リチウムイオン蓄電システム

円

窓の断熱改修

円

電気自動車

円

プラグインハイブリッド自動車

円

V 2 H 充放電設備

円

- 2 取下げの理由

様式第 6 号（第 1 0 条関係）

九十九里町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金実績報告書

年 月 日

九十九里町長 様

届出者 住所
氏名
電話番号

年 月 日付け九十九里町指令第 号をもって九十九里町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金の交付決定を受けた補助対象設備の導入が完了したので、九十九里町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱第 1 0 条の規定により下記のとおり報告します。

記

補助金交付決定額	円
工事完了日 ※電気自動車・プラグインハイブリッド自動車にあつては、自動車検査証の登録日	年 月 日
私の住民基本台帳の記録について町長が確認することに、 同意します。 ・ 同意しません。 ※同意したときは、添付書類のうち 8 の提出は必要ありません。	

下記を確認し、該当するものに☑

☐ 補助対象設備は、未使用品（電気自動車・プラグインハイブリッド自動車にあつては、新車）である。
☐ 補助対象設備は、各法令、制度、手続等に準拠し、設置等されている。

（添付書類）

- 1 補助対象設備の概要（様式第 6 号別紙）
- 2 補助対象設備の設置費等の支払を証する書類・内訳書の写し（補助対象設備の導入をリースで行う場合を除く。）
- 3 補助対象設備の設置状況が確認できる書類（電気自動車・プラグインハイブリッド自動車にあつては、保管場所において撮影した写真。）
- 4 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し（窓の断熱改修にあつては、窓の性能を証明する書類の写し）（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車を除く。）
- 5 補助対象設備を設置する場合は、別表第 2 に掲げる要件を満たすことを証する書類
- 6 電気自動車等を導入する場合は、自動車検査証記録事項の写し
- 7 電気自動車等の住宅用太陽光発電設備及び V 2 H 充放電設備を併設する場合の補助を受けようとするときは、V 2 H 充放電設備を設置していることを証する書類
- 8 住民票の写し
- 9 その他町長が必要と認める書類

様式第 6 号別紙

補助対象設備の概要

1 家庭用燃料電池システム（エネファーム）

製造者名	
品名番号（発電ユニット）	
品名番号（貯湯ユニット）	
製造番号	
発電出力（kW）	
工事完了日	年 月 日
停電時自立運転機能	☐ あり
補助対象経費 ※消費税及び地方消費税を除く。	円

2 定置用リチウムイオン蓄電システム

製造者名	
パッケージ型番	
SII 登録年月日	
蓄電容量（kWh）	
工事完了日	年 月 日
住宅用太陽光発電設備	☐ あり（新設・既設） ※該当するものに○
補助対象経費 ※消費税及び地方消費税を除く。	円

3 窓の断熱改修

メーカー名	
SII/北海道環境財団登録番号	
製品名	
SII/北海道環境財団登録年月日	
既存住宅への設置	☐ 設備の設置工事着工日は、設置する住宅の建築 工事完了日以降である。
工事完了日	年 月 日
補助対象経費 ※消費税及び地方消費税を除く。	円
補助対象経費の 4 分の 1 （1, 0 0 0 円未満切捨て）	円

4 電気自動車・プラグインハイブリッド自動車

メーカー名・車名		
型式		
住宅用太陽光発電設備		☐ あり（新設・既設） ※該当するものに○ ☐ 発電した電気を電気自動車に給電できる。
V2H充放電設備 ※該当する方に ☒		☐ あり（新設・既設） ※該当するものに○ ☐ なし
所有者	氏名又は名称	
	住所	
使用者	氏名又は名称	
	住所	
使用の本拠の位置		
補助対象経費 ※消費税及び地方消費税を除く。		円

5 V2H充放電設備

メーカー名		
型式		
住宅用太陽光発電設備		☐ あり（新設・既設） ※該当するものに○
電気自動車		☐ あり（新設・既設） ※該当するものに○
工事完了日		年 月 日
補助対象経費 ※消費税及び地方消費税を除く。		円
補助対象経費の10分の1 (1,000円未満切捨て)		円

様式第 7 号（第 1 1 条関係）

九十九里町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金確定通知書

九十九里町達第 号
年 月 日

様

九十九里町長

年 月 日付けで実績報告のあった補助対象電気自動車等の導入に係る補助金については、
下記のとおり確定したので、九十九里町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱第 1 1 条の規
定により通知します。

記

交付確定額 円

様式第 8 号（第 1 2 条関係）

九十九里町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付請求書

年 月 日

九十九里町長 様

申請者 住所
氏名
電話番号

年 月 日付け九十九里町達第 号をもって確定通知のあった九十九里町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金について、九十九里町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱第 1 2 条の規定により下記のとおり請求します。

記

- 1 請求額 円
2 振込先

金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 農協	本店 支店 支所
口座種別	普通 ・ 当座	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

様式第9号 (第14条関係)

九十九里町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金処分承認申請書

年 月 日

九十九里町長 様

申請者 住所
氏名
電話番号

年 月 日付け九十九里町指令第 号をもって九十九里町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金の交付決定を受けた設備について、九十九里町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱第14条第1項の規定により下記のとおり処分の承認を申請します。

記

処分する設備 ※該当するものに☑	☐ 家庭用燃料電池システム（エネファーム） ☐ 定置用リチウムイオン蓄電システム ☐ 窓の断熱改修 ☐ 電気自動車 ☐ プラグインハイブリッド自動車 ☐ V 2 H 充放電設備
処分の方法 ※該当するものに☑	☐ 売却 ☐ 譲渡 ☐ 交換 ☐ 貸与 ☐ 担保 ☐ 破棄 ☐ 移設 ☐ その他（ ）
処分の時期	年 月 日（から 年 月 日まで）
処分の理由	※具体的に記述してください。
処分の条件	※処分によって収益があった場合は、その額を記載してください。

様式第 1 0 号（第 1 4 条関係）

九十九里町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金処分承認（不承認）通知書

九十九里町指令第 号
年 月 日

様

九十九里町長

年 月 日付けで申請のあった処分については、下記のとおり承認（不承認）としたので、
九十九里町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱第 1 4 条第 3 項の規定により通知します。

記

- 1 決定区分 承認（不承認）
- 2 承認の条件（不承認の理由）

3 納付額 円

様式第 1 1 号（第 1 5 条関係）

九十九里町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付決定取消通知書

九十九里町指令第 号
年 月 日

様

九十九里町長

年 月 日付け九十九里町指令第 号をもって交付決定した九十九里町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金については、下記のとおりその全部（一部）を取り消したので、九十九里町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱第 1 5 条第 2 項の規定により通知します。

記

- | | | |
|---|-------------|---|
| 1 | 取り消した補助金の額 | 円 |
| 2 | 取消後の補助金の額 | 円 |
| 3 | 取消しの内容とその理由 | |

様式第 1 号（第 6 条関係）

様式第 2 号（第 7 条関係）

様式第 3 号（第 8 条関係）

様式第 4 号（第 8 条関係）

様式第 5 号（第 9 条関係）

様式第 6 号（第 1 0 条関係）

様式第 7 号（第 1 1 条関係）

様式第 8 号（第 1 2 条関係）

様式第 9 号（第 1 4 条関係）

様式第10号（第 1 4 条関係）

様式第11号（第 1 5 条関係）